

省エネルギー及び創エネルギー機器等補助制度

「ゼロカーボンシティ新宿」の実現に向けて、地球温暖化の原因となるCO₂の排出量削減を図るため、省エネルギー及び創エネルギー機器等を設置又は施工した方に対して、区が費用の一部を補助します。

今年度
の特色

- ① 相談者の利便性の向上を図るため、**窓口の事前予約制を導入**します！
- ② 事業者の再生可能エネルギー電力の導入推進を図るため、**再生可能エネルギー電力の導入等**をしている事業者に対し、「**事業所LED照明**」及び「**事業所高効率空調設備**」の補助率の引き上げ(50% → 70%)を行います！

申請期間 令和7年4月14日(月)～令和8年3月31日(火)(必着)

土・日・祝日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く。

ただし、期間内でも予算が上限に達した場合、その時点で受付を終了します。



お早めにご申請ください！

申請できる方

対象区分	申請できる方(基準日:申請時点)
個人住宅	区内に住所を有する方で、その住宅に補助対象機器等を自ら使用する目的で設置又は施工した方
集合住宅	区内に集合住宅を所有又は借り受け、当該住宅に補助対象機器等を設置した中小企業者等又は管理組合等
事業所	区内に事業所を所有又は借り受け、当該事業所に補助対象機器等を設置した中小企業者等

ただし、次の場合は申請できません。

- × 過去に本制度に基づいて同一機器区分の補助を受けている場合
- × 導入した補助対象機器等が未使用のものではなく、中古品やリース機器の場合
- × 施工完了日と支払完了日の間が1年以上離れている場合
- × 事業者で、法人事業税または個人事業税を滞納している場合

窓口へのご来庁は、事前のご予約が便利です

申請書のご提出や提出前のご相談など、窓口へお越しいただく際は、事前にお電話でご予約された方を優先して対応します。(ご予約なしでも対応しますが、お待ちいただく場合があります。)

予約可能日時 毎週月曜日～金曜日(祝日及び12月29日から1月3日までを除く。)

- ①10時～11時 ②11時～12時 ③13時～14時 ④14時～15時 ⑤15時～16時
(すでに予約が入っている時間帯はご指定いただけない場合があります。)

申請に必要な書類や、補助金交付までの流れなど、詳細は区ホームページでご案内していますので、**施工前**にご確認ください。

【新宿区ホームページ(URL)】

http://www.city.shinjuku.lg.jp/seikatsu/index10_02.html



補助対象機器等

対象区分	機器区分及び補助要件	補助金額
個人住宅	太陽光発電システム 一般財団法人電気安全環境研究所(JET)若しくは、IECEE(国際電気標準会議電気機器・部品適合性試験認証制度)に基づく認証機関による太陽電池モジュール認証をうけたもの	合計出力 1kW あたり 100,000 円 (上限 300,000 円)
	CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート) JIS 基準(JIS C9220)に基づく年間給湯保温効率(ふろ保温機能あり)が 2.8 以上のもの、又は JIS 基準(JIS C9220)に基づく年間給湯効率(ふろ保温機能なし)が 2.9 以上のもの。ただし、次の①～④に掲げる機器については年間給湯効率、又は年間給湯保温効率が 2.7 以上であること。 ①薄型 2 缶タイプ、②角型 1 缶タイプ、③容量が 200ℓ以下の小容量タイプ(一体型タイプ含む)、④多機能タイプ	定額 100,000 円
	家庭用燃料電池(エネファーム) 一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA)に登録されているもの	定額 100,000 円
	高反射率塗装(屋根又は屋上) (1) JIS K5675(屋根用高日射反射率塗料)適合品又は日射反射率(近赤外線領域)50%以上を有する塗料を用いていること (2) 居室上の屋根、屋上部分について施工すること(屋根・屋上立ち上がり部分を含む。天窓部分は除く。)	施工面積 1 m ² あたり 2,000 円 (上限 200,000 円)
	断熱窓 (1) 既設窓の改修であること (2) 外窓交換、内窓設置又はガラス交換であること (3) 一室単位での施工であること (4) 熱貫流率が 4.65W/m ² ・K 以下に改善されること	施工経費(税抜)の 25% (上限 100,000 円)
	蓄電池システム (1) 一般社団法人環境共創イニシアチブが補助対象機器として指定しているもの、又は同等と認めるものであること (2) 太陽光発電システム又は家庭用燃料電池(エネファーム)と常時接続されていること	蓄電容量 1kWh あたり 10,000 円 (上限 100,000 円)
	太陽光発電システム 個人住宅と同要件になります (ただし、電力を共用部分に系統連携する場合のみ対象)	合計出力 1kW あたり 100,000 円 (上限 300,000 円)
	共用部 LED 照明 (1) 照明器具の取り付け方が、つり下げ形、じか付け形、埋込み形、又は壁付け形のものであること(卓上スタンド、その他のコンセント設備を使用するものは除く) (2) 既設照明器具から LED 照明器具への交換工事を伴うこと。ただし、次の①～③のいずれかに該当する場合は対象外とする。(①LED 照明器具から LED 照明器具への交換、②既設照明器具にそのまま LED ランプを装着すること、③既設照明器具の一部を改造する工事) (3) 消費電力が同等以下の機器への交換であること	施工経費(税抜)の 50% (上限 300,000 円)
	太陽光発電システム 個人住宅と同要件になります (ただし、電力を事業所に系統連携する場合のみ対象)	合計出力 1kW あたり 100,000 円 (上限 800,000 円)
	LED 照明 集合住宅と同要件になります	施工経費(税抜)の 50%(上限 500,000 円)
事業所	高効率空調設備 エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機 (1) 東京都の中小企業向け省エネ促進税制対象機器として登録されている型番の機器であること。(室内機及び室外機の組み合わせ(セット型番)として登録されている機器の場合は、当該組み合わせでの同時の交換であること。) (2) 従来機からの交換であること(APF(通年エネルギー消費効率)が同等以上の機器への交換であること)	施工経費(税抜)の 50%(上限 500,000 円)

＜問合せ・提出先＞ 新宿区環境清掃部環境対策課脱炭素事業係
〒160-8484 新宿区歌舞伎町 1-4-1 区役所本庁舎 7 階 12 番窓口
TEL 03-5273-4111(補助金専用ダイヤル)
FAX 03-5273-4070

Q 新宿区 省エネ 補助金

